

平成 28 年度 中野英幸県議会議員 政務活動費

(公開質問書作成のための資料)

【政務活動費とは、日本における地方議会の議員に政策調査研究等の活動のために支給される費用である。もとは政務調査費の名称であったが、2012年の地方自治法改正により改称された】

「埼玉県政務活動費の交付に関する条例」

第三条 政務活動費は、議長が別に定めるところにより議長に届出のあった会派（所属議員が一人の場合を含む。）に対し交付する。

第四条 政務活動費は、月額五十万円に前条の会派の所属議員の数を乗じて得た額を交付する。

と、埼玉県の条例に規定されている通り埼玉県議会議員は、月額 500,000 円（年間 6,000,000 円）の政務活動費が支給されている。

平成 28 年度、中野県議の政務活動費は広報費と人件費に使用されているが、平成 26 年度・27 年度・28 年度共に人件費が異常に膨張している。

「中野英幸県議の政務活動費内訳」

◆広報費（平成 28 年度分）

平成 28 年 4 月 22 日

・自民党県議団ニュース印刷代……143,434 円

（添付されている領収書の金額は 150,984 円であるが、政務活動に使用する割合が 10 分の 9.5 以上であるため $150,984 \text{円} \times 0.95 = 143,434 \text{円}$ となっている）

平成 29 年 3 月 29 日

・県政報告紙印刷代（中野ひでゆき県政報告 2017-3-March）……933,120 円

平成 29 年 3 月 31 日

・県政報告紙郵送代（中野ひでゆき県政報告 2017-3-March）……593,434 円

・3 月 28 日朝刊チラシ配布代（中野ひでゆき県政報告 2017-3-March）……486,000 円

平成 28 年度広報費 合計 2,155,988 円

◆人件費（平成 28 年度分）

中野英幸事務所には、政務活動のみに従事する県政調査補助用務（中野県議が使用している用語）の職員が 2 名。また、県政活動補助用務（中野県議が使用している用語）の職員が 1 名在籍している。要は中野県議の政務活動に専従する職員が 3 名もいるということだ。

政務活動費には一定の縛りがある。政党活動への支出・選挙活動への支出・後援会活動への支出・私的経費への支出等に政務活動費を充当してはならないと決められている。

いわゆる政務活動専従職員は、政務活動費より給与が支出されている為に政務活動以外に選挙等、他事の活動には従事出来ないのだ。

であるのなら、一人の県議の政務活動に専従職員が 3 名も必要なのかに疑義が生じる。

専従職員の給与の内訳を見ると、職員の給与は、県政調査補助用務職員が月額 300,000 円、県政活動補助用務職員が月額 80,000 円である。

・ 県政調査補助用務… $300,000 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} \times 2 \text{ 人} = \underline{7,200,000 \text{ 円}}$

・ 県政活動補助用務… $80,000 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} \times 1 \text{ 人} = \underline{960,000 \text{ 円}}$

平成 28 年度中野英幸事務所人件費 合計 8,160,000 円 となる。

以上の雇用契約書を政務活動費用として会派代表者に提出し、会派代表者が埼玉県議会議長へ提出。但し、この 3 名の職員の給与合計月額 680,000 円は、半分の 340,000 円を中野県議が負担し、残りの半部分を政務活動費の人件費として計上している。

「政務活動費として計上している 1 年間の中野英幸県議事務所職員 3 名の給与」

・ 県政調査補助用務… $150,000 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} \times 2 \text{ 人} = \underline{3,600,000 \text{ 円}}$

・ 県政活動補助用務… $40,000 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} \times 1 \text{ 人} = \underline{480,000 \text{ 円}}$

平成 28 年度人件費 合計 4,080,000 円

中野英幸事務所職員の政務活動のための人件費 合計 8,160,000 円

中野英幸県議による平成 28 年度政務活動費負担金額 4,080,000 円

中野英幸県議会議員（平成 28 年度）政務活動費に対する疑惑

広報費（2,155,988 円）＋人件費（4,080,000 円）＝6,235,988 円

（広報費：人件費＝35%：65%）

平成 28 年度の中野県議の政務活動費は、広報費と人件費を主として計上している。平成 28 年度に計上した広報費は合計 2,155,988 円、人件費は合計 4,080,000 円で、その割合は、広報費 35%、人件費 65%。

広報活動に比して人件費が異常に突出している。

広報費では、平成 28 年 4 月 22 日に「自民党県議団ニュース印刷代」として(株)TMコーポレーション（さいたま市浦和区上木崎 2-14-3-104）へ 15 万 984 円を支払い、領収証を受領している。

そして「政務活動に使用する割合が 10 分の 9.5 であるため」として、印刷代金×0.95＝14 万 3434 円を政務活動費として計上している。

当該広報印刷物は「県議団ニュース」と表題されており、「県議団ニュース」という議員団全体が利用するはずの印刷物でありながら、中野県議一人が印刷代の支出をしていることになる。「県議団ニュース」の裏面に中野県議の広告を挿入する必要のためか。

この印刷業務を請け負った(株)TMコーポレーションの所在地にあるのは、いわゆるワンルームマンションで、一般的な印刷業者の事業所とは思えない。事務所とは別に印刷所があるのか、孫請け業者に外注するのか定かではない。因みに(株)TMコーポレーションの経営に埼玉県議の田村琢実議員が関与していると聞く。

一方(株)NKコーポレーション（さいたま市西区内野本郷 936-5）には、平成 29 年 3 月 29 日「県政報告紙印刷代（中野ひでゆき 2017-3-March）93 万 3120 円を支払い、平成 29 年 3 月 31 日には「中野ひでゆき県政報告 2017-3-March 3 月 28 日朝刊チラシ配布代」として、合同企画(株)（東松山市六軒町 22-17）に 48 万 6 千円を支払っている。また、これに附帯して「県政報告紙郵送代」として 59 万 3434 円が川越西郵便局に支払われている。

ここで合同企画(株)の領収証から印刷物を配布した日にちは、3 月 28 日の朝刊であることが確認できるのだが、印刷業者・(株)NKコーポレーションの領収証は 3 月 29 日と、一見、朝刊チラシ配布後に印刷が仕上がっているような日付の領収証である。

印刷物は 28 日より以前に完成し配布業者・合同企画(株)に送られており、29 日に「県政報告紙印刷代（中野ひでゆき 2017-3-March）」93 万 3120 円を印刷業者である(株)NKコーポレーションに中野県議は支払ったと考えられる。その後、31 日に合同企画(株)へ 28 日の朝刊チラシ配布料 48 万 6 千円を支払ったと推測する。

「中野ひでゆき県政報告 2017-3-March」は、当該県政報告のデータ作成・印刷料に 93 万 3120 円、朝刊チラシ配布料に 48 万 6000 円、川越西郵便局に 59 万 3434 円、合計 201 万

2554 円という莫大な経費を使用しているが、新聞の朝刊折り込みを東松山市の合同企画㈱から配布させ、同じ報告紙を川越西郵便局からも発送していたとあるが、この重複配送の理由は不明である。

通常、一業者がすべてを請け負うほうが料金は安くなるはずで、そもそも普通郵便代金よりも朝刊一部への折り込み料金のほうが安い。それとも、川越市出身の県議が、東松山市という他市有権者にも県政報告を配布しなければならない特別な事情でもあったのだろうか。

しかも、この県政報告は、平成 28 年度は一回しか発行されていない。それを朝刊で配布し、更に大金を支払って郵送しているのだから不可解だ。中野県議は川越市民の力を得て埼玉県議会議員として活動しているにも拘わらず、あえて東松山市の業者にチラシの配布を依頼している。中野県議はこの業者と何かしら特別な関係にあるのだろうか。

前述の㈱TMコーポレーション・㈱NKコーポレーションも、さいたま市の業者である。

一方、人件費を見ると、中野県議は県政調査補助用務に就業する専従職員 2 名、県政活動補助用務専従職員 1 名を擁していることになるが、この計 3 名の月額給与は、県政調査補助用務職員 1 人当たり 30 万円、県政活動補助用務職員が 8 万円「合計 68 万円の支出」である。要するに中野県議は、毎月 68 万円も掛けて政務活動を行っているというのだ。

但し、それでは支給される政務活動費を超過するので、中野県議は月額人件費 68 万円の半額 34 万円×12 ヶ月分=4,080,000 円を自己負担したとする支出証明書を作成。これを会派代表者に提出し、それを受けた会派代表者が埼玉県議会議長（埼玉県は政務活動費を会派ごとに所属議員分を一括で支払っている）へ提出している。

つまり、政務活動費月額 50 万円という基準値をこれら人件費だけで超過するため、重要な広報費が不足することになり、中野県議は人件費の半額を自己負担していることを強調しているかたちだ。

1 年間の間に県政報告が 1 回のみで、県議の職責を川越市民に理解させざる得ない程に経費の節約に身を削るなら、何故に年間 816 万円もの人件費を掛けるのか納得がいかないのだ。

中野県議は、これら 3 名の雇用契約書に記載の職務内容の欄に「**県政調査補助用務・県政活動補助用務**」とあまり聞きなれない文言を使用している。字面から想像すれば、この 2 つの職務は、中野県議が政務活動を行うための調査活動等の補助を行うようではあるが、具体的な職務内容は不明である。

県議の大方は、私設秘書 1 名、事務所要員 1 名、選挙の時期には後援会の連中が集合して選挙支援をするのが常態だ。

中野県議にも私設秘書がいる。当然、事務所要員もいるはずだ。すると前述 3 名の「**政務活動専従班**」は、通常の秘書と事務員では手が回らない政務活動をカバーしていることになるが、小紙の取材では、中野県議の事務所でこれら 3 名の姿を見たという情報は得られなかった。

どこかに中野県議の政務活動専従班が、毎月 68 万円の給与に相当する仕事をおこなう別の事務所があるのだろうか？しかし、中野県議の内情を知る人からの情報では、政務活動用

の別事務所の存在などは知悉してないと云うのだ。

となれば中野県議が会派代表者に提出し、会派代表者が埼玉県議会議長へ提出した政務活動の支出内訳に有る 3 名の政務活動専従者とは架空の存在であり、支出証明は虚偽申告されているのではないかという疑惑が浮上する。

もしそうであれば、中野県議は、市民・県民いわんや埼玉県議会をも偽って、膨大な人件費を着服したことになり、住民の期待と希望を付託された代表として議員に選出されながら、地域住民のみならず県税を貪る、悪質極まりない犯罪者ということになる。

小紙は、この疑惑を中野英幸県議に直接問うため、10月18日、同氏に対して公開質問書を提示した。

埼玉県庁 議会事務局の話

政務活動費の使用について個人単位で見た場合、年間 600 万円を超える政務活動費を使用する議員が存在する。この事について議会事務局に「問題はないのか」と質すと、「県は会派の所属議員の数に乗じた金額（1 人当たり年間 600 万円）を会派に支給している。この支給した金額に見合った会派ごとの収支報告書を議会事務局に提出していれば、問題はない」という。

多少、大袈裟な例をあげると 2 人の会派があるとする。2 人の会派には年間 1200 万円の政務活動費が支給される。この会派の 1 人が 1100 万円、もう 1 人が 100 万円の政務活動費を使用していた場合でも、この会派の政務活動費収支報告書は支給合計額と一致するため県としては、問題はないという。

政務活動費の使用に関しては、会派の判断に委ねているため、県は政務活動費の内容までは関知していないという。要するに会派の政務活動費収支報告書さえ支給した合計額であれば、誰がいくら使用しても問題はないということである。